令和７年度

市　有　地　売　却

一　般　競　争　入　札　実　施　要　領

大　川　市　総　務　課　財　政　係

令和７年度市有地売却一般競争入札実施要領

この要領は、市有地の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び買受人が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を了承のうえ、申し込むこと。

１．売却物件

【土地】

物件番号	所在地	地目	面積（実測）	最低売却価格
①	大川市大字小保８０９番地４	宅地	１０４．８１㎡	１，３００，０００円
②	大川市大字向島１８５７番地１１	宅地	９９．６６㎡	２，０００，０００円

※現状有姿による売払いとなる。

※物件の明細・位置図等については、物件調書等により確認すること。

※敷地境界には、境界標を設置している。

２．売却方法

一般競争入札方式とする。

３．現地説明会

現地説明会は行わないので、申込に先立ち、事前に現地を確認すること。なお、現地確認の際には違法駐車など周辺住民の方の迷惑にならないよう配慮すること。

４．入札参加資格

入札参加者は、次のすべての入札参加資格要件を満たす個人及び法人とする。

（１） 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。

（２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（３） 大川市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

（４） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。

（５） 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

（６） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後を除く。）

（７） 地方自治法第２３８条の３に規定する市有財産の事務に従事する者でないこと。

５．入札参加申込み

（１） 申請書等

当該入札に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。また、申請書の記載にあたっては、参加申請書等記入要領を参照のこと。

番号	提出書類	指定用紙	コピーの可否	備考
1	一般競争入札参加申請書	様式第１号	不可	指定様式を使用
2	誓約書兼同意書	様式第２号	不可	指定様式を使用 役員等名簿を添付
3	印鑑登録証明書		可	申請日前３か月以内に発行されたもの
4	身分証明書（個人）		可	申請日前３か月以内に発行されたもの
5	商業登記簿謄本（法人）		可	申請日前３か月以内に発行されたもの
6	国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないことの証明書		可	申請日前３か月以内に発行されたもの
7	受付票兼確認票	様式第５号	可	指定様式を使用

（２）申請書等の配布場所及び期間等

① 場　所：大川市総務課財政係

※大川市のホームページからもダウンロード可

http://www.city.okawa.lg.jp/

※トップページ「新着情報」又は「市政情報＞公売＞市有地売却＞一般競争入札による売却物件」に本件入札要領及び申請書様式等を掲載

② 期　間：令和７年１０月３１日（金）から令和７年１１月１４日（金）まで

（ただし、市の休日を除く。）

８時３０分から１７時１５分まで

（３） 申請書等の提出方法

申請書等は持参のうえ提出すること。

（４） 申請書等の提出場所及び期間等

① 場　所：大川市総務課財政係

② 期　間：令和７年１０月３１日（金）から令和７年１１月１４日（金）まで

（ただし、市の休日を除く。）

８時３０分から１７時１５分まで

（５） 入札参加資格審査の結果は、入札参加資格確認通知書（適格者用又は不適格者用）をもって、令和７年１１月１８日（火）までに入札参加申請者に郵送にて通知する。

（６） 入札参加資格を有すると確認された者には、入札等に必要な書類を、入札参加資格確認通知

書と併せて郵送する。

６．入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して、その理由について説明を求めることができる。

（２）（１）の説明を求める場合には、令和７年１１月２５日（火）まで（市の休日を除く８時３０分から１７時１５分まで）に書面で提出すること。なお、書面は、持参又は郵送により提出（電信等は不可）するものとする。

（３）（２）の書面は、大川市総務課財政係へ提出すること。

（４） 説明を求めた者に対し、令和７年１１月２７日（木）までに、書面により回答する。

７．本件入札に関する質疑書の提出場所及び日時等

（１） 本件入札に関する事項に疑義がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

① 場　所：大川市総務課財政係

② 日　時：令和７年１１月１４日（金）１２時００分まで

③ 方　法：質疑書（様式第４号）に質問事項を記入のうえ、ＦＡＸで提出すること。

ＦＡＸ番号：０９４４－８８－１７７６

※質疑書送信直後、必ず大川市総務課財政係へ「質疑書を送信した旨」電話すること。

（２） 質疑回答について

質疑に対しての回答は、令和７年１１月１８日（火）１２時００分までに、入札参加申請者全てにＦＡＸにて回答する。

８．入札保証金

（１） 入札者は、事前に入札しようとする金額の１００分の５以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の額を納付すること。

（２） 大川市が発行する納付書は、入札等に必要な書類と併せて令和７年１１月１８日（火）までに郵送するため、大川市指定金融機関又は大川市収納代理金融機関で納付のうえ、入札保証金の領収書を入札関係書類送付用封筒に入れ、入札書と併せて郵送すること。

（３） 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還する。

（４） 入札保証金には、利息は付さない。

（５） 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（６） 落札者が、期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は大川市に帰属する。

９．入札方法等

（１） 入札方法等

① 郵便による入札のみとし、持参又は電信による入札は受け付けない。

ア．郵 送 先：〒８３１－８６０１

大川市大字酒見２５６番地１
大川市総務課財政係

イ．郵送方法：「書留」又は「簡易書留」のいずれかによる。
※市指定封筒にて郵送すること。
※郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。

ウ．到着期限：令和７年１２月５日（金）１５時００分必着

エ．郵送書類

番号	提出書類	備考
1	入札書	入札金額及び必要事項を記入
2	入札保証金の領収書	金融機関の領収印があるもの
3	入札保証金返還請求書	実印を押印
4	入札関係書類送付用封筒	１から３までを同封し、書留又は簡易書留郵便にて郵送

② 入札執行回数は１回とし、再入札は実施しない。

③ 入札を辞退する場合は、入札辞退届を大川市総務課財政係まで持参又は郵送にて提出すること。なお、入札参加者は、入札書到達期限期日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

（２） 入札の無効

申請書に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札候補者としていた場合には、その決定を取り消す。なお、入札参加者であっても、開札時までに入札参加資格のない者となっている場合、その者の入札は無効とする。

（３） 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがある。なお、入札を中止又は延期した場合においては、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を被っても、大川市はその責任を負わない。

１０．開札の場所及び日時

（１） 場　所：大川市役所　第２委員会室（東別館Ｂ棟１階）

（２） 日　時：令和７年１２月８日（月）９時３０分

（３） 開札は、２人以上の立ち会いの下で行う。ただし、２人に満たない場合は、当該入札事務に関係のない市の職員が立ち会うこととする。

（４） 入札者は、開札に立ち会うことができる。ただし、立ち会う場合は、入札参加資格確認通知書（適格者用）を持参すること。（代理人の場合は、個人又は代表者からの委任状（様式第３号）を提出すること。）

１１．落札者の決定

（１） 大川市があらかじめ定める最低売却価格以上の価格で、有効かつ最高額をもって入札した者を

落札者とする。

（２） 落札者となるべき最高額の入札をした者が２人以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

１２．入札結果の公表

開札の結果については、大川市ホームページ上で公開する。入札参加者は、このことを了承したうえで参加しているものとみなす。

１３．異議の申し立て

（１） 入札者は、入札後においてこの要領等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２） 入札の執行は、大川市の都合により又は入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札・開札の日時を延期し又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。

１４．売買契約の締結

（１） 落札者は、落札者決定の日の翌日から起算して７日以内（期間の満了日が市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に契約を締結しなければならない。

（２） 上記期限までに契約を締結しない場合には落札は無効となり、入札保証金は大川市に帰属する。

（３） 売買契約と同時に、契約保証金（売買代金の１００分の１０以上（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額））を支払うこと。この際、入札時に納付した入札保証金を契約保証金に充当することができる。また、契約保証金には、利息は付さない。

（４） 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

１５．契約上の条件

一般競争入札により売買契約を締結する場合は、原則として次に掲げる条件を付します。

（１） 公序良俗に反する使用の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、もしくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定すること。

（２） 風俗営業等の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、もしくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定すること。

１６．売買代金の納付方法

落札者は、売買代金から既に納付した契約保証金を除く金額を、大川市が発行する納付書により、契約締結の日の翌日から起算して３０日以内に、大川市指定金融機関又は大川市収納代理金融機関で納付すること。なお、納付期限までに売買代金が完納されないときは、契約保証金は大川市に帰属する。

１７．所有権の移転及び物件の引き渡し

売却物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、同時に売却物件を引き渡したものとする。

１８．所有権移転登記

（１） 売買代金完納後、大川市が所有権移転の登記を行う。

（２） 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担とする。

１９．その他

（１） 入札者が１者の場合でも入札を実施する。

（２） 入札者はこの要領を熟読し、これを遵守すること。

（３） この要領に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び大川市契約規則（平成２６年規則第１６号）並びに関係法令によるものとする。

（４） その他不明な点については、大川市総務課財政係に照会すること。

２０．問い合わせ先

〒８３１－８６０１
大川市大字酒見２５６番地１
大川市総務課財政係
電話番号　　０９４４－８５－５５６３
ＦＡＸ番号　０９４４－８８－１７７６
E-mail: okwzaisei_k@city.okawa.lg.jp